

盛岡広域振興局長告示第34号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

令和元年10月25日

盛岡広域振興局長 石田知子

1(1) 名称 八幡平市安比竜ヶ森特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 八幡平市市内の東北自動車道と市道豊畑竜ヶ森線との交点を起点とし、起点から同自動車道を南に進み市道豊畑裏線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道豊畑中央線との交点に至り、同点から同市道を南に進み八幡平市松尾地区と八幡平市安代地区の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み国有林岩手北部森林管理署1454林班との交点に至り、同点から民有林1027、1028、1029林班と国有林岩手北部森林管理署1454、1453、1449、1450、1451、1452林班の境界を同境界を南西に進みJR花輪線との交点に至り、同点から同線を南に進み国道282号との交点に至り、同点から同国道を北西に進み小屋の沢林道との交点に至り、同点から同林道を西に進み市道前森山1号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み民有林1025林班中の市有地と民有地の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み国有林岩手北部森林管理署1462林班と民有地の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み国有林岩手北部森林管理署1462、1467、1466、471、472、473林班と国有林岩手北部森林管理署1472、1479、1482、1485林班並びに民有林1024林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み国有林岩手北部森林管理署480林班と国有林岩手北部森林管理署474、479林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み市道赤川線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道豊畑安比線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道細野安比線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道星沢前森山線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道豊畑竜ヶ森線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

2(1) 名称 滝沢市柳沢特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 滝沢市内の一般県道鶴飼滝沢線と市道一本木工区5号幹線との交点を起点とし、起点から一般県道鶴飼滝沢線を南東に進み市道柳沢上郷3号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道大石渡岩手山線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道柳沢上郷1号線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道柳沢上郷1号線から市道一本木工区5号幹線に通じる道路との交点に至り、同点から同道路を北東に進み市道一本木工区5号幹線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

3(1) 名称 滝沢市一本木上郷特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 滝沢市内の東北自動車道と市道岩手山青年の家線との交点を起点とし、起点から東北自動車道を南に進み市道畜産試験場柳沢線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道一本木上郷主幹線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道岩手山青年の家線との交点に至り、同点から同市道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

4(1) 名称 滝沢市滝沢特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 滝沢市内の国道4号と市道巣子野沢線との交点を起点とし、起点から国道4号を北に進み市道狼久保工区第1号幹線との交点に至り、同点から同市道を北に進み主要地方道盛岡環状線との交点に至り、同点から同主要地方道を東に進み市道巣子野沢線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道狼久保工区1号線との交点から市道巣子野沢線を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

5(1) 名称 葛巻町葛巻特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 岩手郡葛巻町地内の国道281号と馬淵川左岸との交点を起点とし、起点から国道281号を東に進み元町川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を下流に進み馬淵川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を下流に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器